

令和4年3月16日

南相馬市農業委員会
3月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年3月16日(水) 午後2時開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	欠	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	欠
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞 知 子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小 谷 津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹 ②次長 佐藤 光 ③主査 山本 将之
④副主査 米本 一樹 ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 高橋 弘

4. 日 程

日程第1	議事録署名委員の指名について	
日程第2	諸般の報告	
日程第3	報告第5号	専決処分の報告について
日程第4	報告第6号	農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について
日程第5	報告第7号	違反転用事案の報告について
日程第6	報告第8号	時効取得による所有権移転について
日程第7	議案第24号	農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第25号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第9	議案第26号	農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第10	議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第11	議案第28号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第12	議案第29号	農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第13	議案第31号	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）
日程第14	議案第32号	農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
日程第15	議案第33号	現況確認証明申請について
日程第16	議案第34号	南相馬市農用地利用関係調整手続規程の一部を改正する告示について
日程第17	議案第35号	南相馬市遊休農地等の指導手続規程の一部を改正する告示について

5. 会議の概要

(開会 午後2時)

議 長 只今より、令和3年度最後の3月定例総会を開会いたします。農業委員、最適化推進委員ともども、まもなく任期満了を迎えるところではありますが、本日も、慎重、審議をよろしく願いいたします。なお、新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、推進委員の出席は見合わせての開催であります。

それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は、1番委員、12番委員であります。

出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号3番・菅野信彦委員、5番・梅村正敏委員、13番・山内弘巳委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。2月定例総会以降、本日までの間、報告を要する特段の案件はございませんでした。

議 長 次に、日程第3、報告第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第1号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第5号専決第1号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して「農業経営継続証明書」を交付した事案が、贈与税納税猶予が5件、不動産取得税徴収猶予が6件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第6号「農地法第18条第6項の貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第6号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。今回、3件の案件がございますが、合意による解約でありますので県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議長 次に、日程第5、報告第7号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第7号についてご説明いたします。議案書の6ページから8ページ、整理番号1番から6番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成2年に亡き父から土地を借りて住宅及び車庫を建築しました。その際に申請地に駐車場と車両転回広場を整備し、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、必要な転用許可の手続きをすることなく農地を使用していたことが判明したものです。

整理番号2番については、昭和41年に農家住宅を新築した時から通路として使用しています。さらに、昭和51年に住宅兼作業所等を整備した時に農地に越境して住宅兼作業所等を建築してしまいました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号3番については、平成25年に隣接する宅地を除染するにあたり、作業車等を駐車するため補助地として砂利敷きとなりました。今般、土地調査を行ったところ、農地に復元することなく駐車場等として使用していることが判明したものです。

整理番号4番については、平成30年頃に土地の所有者より住宅を解体して更地となった土地を活用してほしいとの要望がありました。平成30年に農業法人を設立していたことから、この土地に農業用倉庫等を整備しました。今般、整備した農業用施設について建築確認を得ずに建築していたことが判明し、土地調査を行ったところ、農地の転用許可を得ないで農業用倉庫等を整備したことが判明したものです。

整理番号5番については、昭和40年代頃に所有者の祖母と違反者の父との間

で家屋建築のための賃貸借が結ばれ、その後住宅が建築され違反転用が発生しました。現違反者は家屋を相続した者であり、今般、千葉県から南相馬市に戻るにあたり調査を行ったところ、農地転用許可を受けずに家屋建築されていることが判明したものです。

整理番号6番については、平成30年に隣接地に住宅を建築しました。翌年に当該地を駐車場として整備し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第8号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第8号についてご説明いたします。議案書の9ページから12ページになります。今回、法務局から時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第162条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号4番から7番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、9番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号4番から7番の説明を求めます。

事務局 議案第24号のうち、整理番号4番から7番についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第24号についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページになります。利用権設定が4件となっております。内容につきましては記載のとおりです。なお、賃借料については双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 それでは9番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議長 再開します。それでは、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第24号の残り全部についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第24号の残り全部についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページになります。利用権設定が3件となっております。内容につきましては

は記載のとおりです。なお、賃借料については双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第25号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第25号についてご説明いたします。議案書の15ページから19ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第26号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第26号についてご説明いたします。議案書の20ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。営農型太陽光発電の案件で、申請番号1番及び2番と議案第32号申請番号2番関連となります。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第7号整理番号1番の追認を得るための案件です。

 申請番号2番については、報告第7号整理番号2番の追認を得るための案件です。

 申請番号3番については、報告第7号整理番号3番の追認を得るための案件です。

 申請番号4番については、農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から6か月間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第7号整理番号1番関連で案件であります。現地案内図は1ページです。去る3月12日午前10時30分頃より代理人行政書士及び申請者立会いのもと現地調査を行いました。平成2年に父よりこの土地を借りて住宅と車庫を建てた時期より、この地を駐車場及び車両転回地としてこれまで使用してきたということです。この度、土地調査をしたところ、農地であることが判明し違反転用となっていることから追認を受けるための許可申請になります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び申請者からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に申請番号2番、3番について、14番委員。

1 4 番委員 申請番号2番について報告いたします。現地案内図は2ページです。この申請案件は報告第7号整理番号2番の関連です。3月12日午前9時頃、代理人行政書士及び申請人立会いのもと調査事項に基づき現地調査を行いました。立地基準、一般基準とも満たしており、何ら支障なきものと判断しました。

次に申請番号3番について報告をいたします。現地案内図は3ページです。この申請案件は報告第7号整理番号3番の関連です。3月9日午後3時頃、代理人行政書士及び申請人立会いのもと調査事項に基づき現地調査しました。立地基準、一般基準とも満たしており支障なきものと判断してまいりました。

皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 次に申請番号4番について、5番委員。

5番委員 申請番号4番の現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。去る3月12日に申請人立会いのもと立地基準、一般基準に照らして現地調査しました。自作地の農地改良でありますので、何ら問題がないと確認してまいりました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第28号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第28号についてご説明いたします。議案書の23ページから24ページ、申請番号1番から2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。このうち、申請番号1番については、議案第29号申請番号9番の関連案件となっております。事業計画変更に係る理由ですが、工場を建築する目的で平成18年に転用許可を受け、土地の造成のみ行っていましたが、東日本大震災の影響により工場建築を断念することになりました。事業承継者は市内で印刷業を営んでおりますが、事業所が分散しており営業効率が悪いため、当該地に作業場を建築して事業所を一極化するため事業を承継するものです。

申請番号2番は、採石置場として使用する目的で令和2年に一時転用の許可を受け当初計画のとおり事業を行っておりますが、事業期間の延長が必要となり、

一時転用期間を1年延長するものです。以上です。

議 長 続きます。今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。申請内容は議案書28ページに記載のとおりです。現地案内図は5ページになります。去る3月12日午後3時頃より、代理人行政書士立会いのもとに現地調査を行いました。代理人行政書士からの聞き取りの結果、本案件は平成18年に福島県の転用許可を受けて土地の造成工事を行いました。東日本大震災の影響により事業を断念するに至り、新たな事業承継者に引き継がれるものであります。計画面積変更は分筆や面積錯誤によるものであるため、事業計画変更は問題なしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に申請番号2番について、6番委員。

6番委員 申請番号2番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページであります。去る3月10日午後2時10分より、代理人行政書士立会いのもとに現地調査を行いました。事業計画変更の事由は記載のとおりです。碎石置場として使用するための一時転用期間は令和4年3月31日までとなっておりますが、今後も碎石等の需要があるため令和5年3月31日までの一時転用の変更であります。代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第29号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第29号についてご説明いたします。議案書の25ページから27ページ、

申請番号1番から9番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足として、申請番号1番は報告第7号整理番号5番の違反の追認を得るための案件です。また、申請番号5番は議案第31号申請番号3番の関連案件、申請番号7番は報告第7号整理番号6番の違反の追認を得るための案件、申請番号9番は議案第28号申請番号1番の関連案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番、2番について、11番委員。

11番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この議案は報告第7号整理番号5番の関連案件であります。現地案内図は7ページです。去る3月10日午後4時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。昭和40年代の頃、祖母の所有地に父親が住宅を建て、今回住宅を相続するにあたり土地調査したところ、農地であることが判明したものです。現在、住宅が建っております。その結果、違反転用となっていることから追認を受けるための許可申請になります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

次に申請番号2番について現地調査の報告をいたします。申請事由は記載のとおりです。現地案内図8ページです。去る3月10日午後4時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしく願います。以上であります。

議 長 次に申請番号3番、6番について、15番委員。

15番委員 申請番号3番について報告いたします。現地案内図は9ページです。去る3月9日午後4時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。金融機関からの融資証明も添付されており、立地基準、一般基準ともに満たしており何ら問題ないと判断しました。

次に申請番号6番について調査報告をいたします。現地案内図は12ページです。去る3月12日午前9時30分より、渡人、受人立会いのもと現地調査を行いました。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。第一種農地ではありますが、集落接続事業であり、調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、金融機関からの融資証明も添付されており何ら問題ないと判断いたしま

した。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次申請番号4番について、14番委員。

14番委員 申請番号4番について報告いたします。現地案内図は10ページになります。3月12日午前10時30分頃、代理人行政書士の立会ひのもと現地調査いたしました。立地基準、一般基準とも満たして何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次申請番号5番、9番について、8番委員。

8番委員 申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページになります。去る3月12日午後3時30分頃より、代理人行政書士立会ひのもと現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断しました。

次に申請番号9番について現地調査を報告いたします。現地案内図は5ページになります。なお、本件は議案第28号申請番号1番の関連案件であります。去る3月12日午後3時頃より、代理人行政書士立会ひのもと現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士から聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 次申請番号7番、8番について、2番委員。

2番委員 申請番号7番について報告いたします。現地案内図は13ページです。なお、本件は報告第7号整理番号6番の関連案件でございます。去る3月10日午後4時頃より、譲渡人及び譲受人立会ひのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲渡人及び譲受人からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

次に申請番号8番についてご報告申し上げます。現地案内図は14ページとなります。去る3月14日午後3時頃より、代理人行政書士立会ひのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第31号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第31号についてご説明いたします。議案書の29ページから30ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番は報告第7号整理番号4番の追認を得るための案件です。

申請番号2番は土砂採取場のための一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。

申請番号3番は議案第29号申請番号5番関連の案件です。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 申請番号1番について現地調査結果の報告をいたします。なお、本案件は報告第7号整理番号4番の関連であります。現地案内図は16ページであります。去る3月10日午後2時30分より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりであります。農地法をよくわからず農地転用の許可が無いまま農業用施設等を建築したため、農地転用許可を申請するものです。代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします

議 長 次に申請番号2番について、13番委員。

13番委員 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は17ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る3月12日午前10時頃より、被設定人の立会いのもと現地調査を行いました。本案件は震災による復旧復興事業に多量の土砂が必要であることから、申請地を土採場とし一時的に使用するための必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、土砂採取に伴う耕地の法面浸食や土砂流出災害等の防止方

法や施設についてもしっかり対策がとられているので、適正であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次申請番号3番について、8番委員。

8番委員 申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページになります。なお、本案件は議案第29号申請番号5番の関連案件です。去る3月12日午後3時30分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次申請番号4番について、11番委員。

11番委員 申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は18ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりであります。去る3月12日午前10時頃より、代理人行政書士及び設定人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士及び設定人から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上であります。

議 長 次申請番号5番について、15番委員。

15番委員 申請番号5番について報告いたします。現地案内図は19ページです。去る3月9日午後2時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりましたので、皆様方のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第32号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第32号について、議案に誤字がありましたので訂正いたします。申請番号1番の申請事由の「林地開発」が、『隣』の文字になっていました。『林』に修正をお願いいたします。それではご説明いたします。

議案書の31ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番は土取場への進入道路として使用するための転用申請となっております。

申請番号2番は議案第26号申請番号1番及び2番の関連案件となっております。営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請で転用期間は10年間となっております。営農作物はヒサカキです。転用申請には事前に市長への意見照会が必要となりますが、意見照会の回答書について当日配布資料としてお配りしております。ご確認をお願いします。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は20ページです。去る3月9日午後3時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行います。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 次に申請番号2番について、13番委員。

13番委員 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。本案件は、議案第26号申請番号1番及び2番と関連する案件です。現地案内図は21ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりになります。去る3月11日午前11時頃より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため代理人行政書士が不在の中、事務局職員の説明のもとに、14番委員、10番委員、私の4名で現地調査を行いました。本案件は営農型太陽光発電設備を導入し再生エネルギーの推進を図りながら、パネル下部でヒサカキを営農するためパネル支柱部面積の一時転用の申請を行うものであります。調査書の調査項目に基づき、許可申請書の事業計画内容の確認、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準については、設置場所の土地利用状況では農振農用地区域内の農地であり、現在休耕中で荒廃化はしていない状況です。「南相馬市の設置等に当たっての考え方」によると、本案は認定農業者が営農する場合であるため、問題は無く適正であると判断しました。

また、一般基準の事業実施の確実性、妥当性については、令和3年11月16

日付けで南相馬市から設備設置者及び営農者に出された「太陽光発電設備事業同意通知書」及び令和4年1月21日付けで南相馬市から設備設置者に対し「了解」の回答がされている「営農型発電設備の設置に関する意見書」が添付されていること、また、発電事業者からは一時転用期間中の設備の維持管理はもちろん、県の撤去指導があった際や一時転用の期間満了後には責任をもって撤去し、農地へ復元することの「誓約書」も市農業委員会へ出されていることなどから、問題はなく、一般基準を満たしており適正であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第33号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第33号についてご説明いたします。議案書の32ページ、申請番号1番から3番について土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明申請です。申請のあった農地のうち、全ての案件について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、11番委員から報告を願います。

11番委員 現況確認証明申請について現地調査の報告をいたします。去る3月4日午後1時30分より、農地利用最適化推進委員1名、農業委員2名、事務局職員1名、計4名にて鹿島区2箇所、小高区1箇所を調査しました。その結果を報告させていただきます。

 申請番号1番の鹿島区栃窪、現地案内図は22ページです。利用状況は記載のとおりです。長い間不耕作の状況が続いており、一部は杉を植林されたと思われるほどの杉林になっております。他の部分も雑木が繁茂しており、全体に傾斜地形で一部は地盤が流出し、地盤が露出しているところがありました。また、農業機械が入ることができないような地形から非農地と判定させていただきました。

次に申請番号2番の鹿島区江垂、現地案内図は23ページです。利用状況は記載のとおりです。申請地までの進入路は軽トラックでも途中までしか入れず、その先約50メートルは徒歩でしか入れない農道で、今回は徒歩で何とか入ることができましたが、雑草が繁茂する季節となれば徒歩でも入ることが難しい地形と思われました。以前は果樹を栽培していたそうですが、昭和50年代頃から手を加えていない状況から周りが山林のため雑木する倒木などでほぼ山林化しており、非農地と判定いたしました。なお、申請地に隣接している隣の畑も昨年現況確認し証明申請があり、非農地と判定されております。

次に申請番号3番の小高区女場、現地案内図は24ページです。利用状況は記載のとおりです。申請地は小高い山林地形の頂上部で進入路はなく、藪化している傾斜部を登って確認しました。以前は桑畑として耕作していたそうですが、長い間、人手が入ってなく、雑木、笹、蔓などが繁茂し農業機械も入ることができないような地形のため、非農地と判定いたしました。今回、現況確認しました3箇所は、確認者全員が3箇所全てを非農地と判定しました。

以上、現況確認調査の報告といたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第34号「南相馬市農用地利用関係調整手続規程の一部を改正する告示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第34号についてご説明いたします。議案書の33ページから40ページ及び本日配布の33-2ページになります。この案件は、押印見直しに伴い、市民等の負担軽減及び利便性向上並びに業務の効率化を図るため、当該規程本文中の署名押印を求める規定を改正するほか、当該規程に係る様式の改正を行うものとなります。詳細につきましては34ページから40ページの新旧対照表の下線箇所及び太枠で囲った箇所のとおりとなっております。右側が改正前、左側が改正後のものとなっております。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第35号「南相馬市遊休農地等の指導手続規程の一部を改正する告示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第35号についてご説明いたします。議案書の41ページから46ページ及び本日配布の41-2ページになります。この案件も議案第34号同様、押印見直しに伴い、当該規程に係る様式の改正を行うものとなります。詳細につきましては42ページから46ページの新旧対照表の太枠で囲った箇所のとおりとなっております。右側が改正前、左側が改正後のものです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日より予定いたしました報告4件、及び議案11件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の3月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。ありがとうございました。

(閉会 午後3時5分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年4月20日

議事録署名人 (3番・カンノ ノブヒコ)

議事録署名人 (5番・ウメムラ マサトシ)

議事録署名人 (13番・ヤマウチ ヒロミ)
